

商品概要説明書

多目的ローン（一般型A）

（2024年7月1日現在）

商品名	多目的ローン（一般型A）												
ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満76歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>												
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金（借入申込日から過去3か月以内に支払済みとなった資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <p>①負債整理資金。</p> <p>②所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金。</p> <p>③営農資金および事業資金。</p>												
借入金額	○500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。												
借入期間	○10年以内とします。												
借入利率	<p>○【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○当JAが指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	<p>○一括前払・分割後払のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（例：金利7.50%の場合）】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>5,472</td> <td>15,959</td> <td>26,942</td> <td>38,417</td> <td>56,532</td> </tr> </table> <p>②分割後払</p> <p>約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料（円）	5,472	15,959	26,942	38,417	56,532
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年								
保証料（円）	5,472	15,959	26,942	38,417	56,532								

	<p>なお、保証料率は年 1.00%です。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済部(電話：0948-24-0420)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A ふくおか嘉穂金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J A ふくおか嘉穂